

上記のイまたはウに該当する場合は、買主をして担保を提供させ、延納金額に対し利息を付させるようにしている。この場合の担保の種類および利率については、前述の法律により運輸大臣の承認を要する。また担保の提供または利息の支払に対する免除についても、同様な事由により総裁承認事項としている(第79条)。

(9) **かし担保責任** 有償契約の場合における目的物の受渡後における債務者(例えば売主、請負人)のかし担保責任については、契約の態様により民法の関係条項にしたがい、所要の規定が設けられている。すなわち物件の購入その他の有償契約(工事の請負の場合を除く)の場合にあっては、代品の提供または損害賠償を主とし、工事の請負の場合にあっては、かしの修補または損害賠償を主とし、建物その他の土地の工作物の工事の請負の場合を除き、事宜により契約の解除をなし得るようになっている。なお担保責任の期間については、契約当事者の法律関係を長期にわたり不安定な状態にしておくことは、取引の実状に即しないので、原則として目的物の受渡後1年間とし、ただ堅固な建物その他の土地の工作物についてのみ2年間としている。契約の性質または目的により必要がある場合は、前述の担保責任期間の伸長の約定をすることができるが、短縮の約定をする場合は、総裁の承認を受けることとしている(第80条)。

(10) **契約の解除・変更および値引採用** 有償契約の場合には契約の相手方から**違約金**を徴することとし、その率は契約金額(一部解除の場合は、当該解除部分に相当する契約金額)の $\frac{10}{100}$ を下らない範囲で、契約担当役がそのつど約定すべきこととしている。違約金を徴する場合であって、契約保証金の納付があるときは、原則として当該保証金の全部または一部を違約金にあてることとしているが、物件の売却の場合は、契約保証金は解約担保金と代金の内金という二重の性格を有するので、その解除が売却代金の納入前になされたときは、契約保証金を違約金の全部または一部にあてることとなり、その解除が売却代金納入後になされたときは、当該代金の一部を違約金その他の損害賠償金(例えば延滞償金)にあてることとなっている。**値引採用**とは、契約の相手方が提供した契約の目的物にわずかの不備がある場合において、使用上格別の支障がないと認められるとき、当初の契約金額を適正に値引して、当該目的物を引き取ることである。一般の契約の内容の変更は、契約当事者間で少なくとも、債務の履行の提供前にこれを行うことを普通とするが、この場合は債務の履行の提供の際またはその提供後契約の内容の変更を行う点にその特異性がある。また値引採用は、元来契約の相手方の債務の本旨にしたがった履行の提供ではないので、第71条第5項の規定により、契約の相手方に対し、修補または代品の提供を求むべき場合であるが、これによって履行期限がいちじるしく遅延するなどの不利不便を避けるため、使用上支障がない場合に過ぎ、とくに認められた制度である。したがってその採否に多少の時日を要するなどの点を考慮するとき、債務不履行の1形態である不完全履行としてとり上げ、その対価の支払等については、支払遅延防止法の適用がないものと解されている(第81～87条)。

(11) **契約申込者心得** 国鉄に対する契約の申込者に周知せしむべき事項は、別にこれを定め公示することとしている。目下のところ物品契約については、物品契約申込心得(昭和32・2日本国有鉄道公示第46号)、土地建物の賃貸借契約については、土地建物賃貸借契約入札者心得(昭和32・3日本国有鉄道公示第100号)があり、いずれも昭和32・4・1から施行されているが、工事契約については未だ制定公示されていない。(渡辺耕一)

けいやくたんとうやく 契約担当役 日本国有鉄道法上の会計職員であって、部内諸規程(主として契約事務規程)にしたがい、工事その他の請負、物件の購入・売却・借入・貸付または交換などの契約の締結・履行・解除または変更のほか契約に関するいささいの事項(債務者に対する支払の請求を除く)を担当する国鉄の契約機関をいう(日本国有鉄道会計規程第74条)。したがって契約担当役は、国鉄が国の特別会計時代における契約担当官または契約担任者に該当するものである。

国鉄の運営に伴う対外活動は広範多岐にわたり、総裁・副総裁または理事という役員のみでは、国鉄を代表してその業務を円滑に遂行することはできない。したがって法律は総裁等の役員により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し総裁等を代理(法定代理)するものとしている(日本国有鉄道法第48条)。国鉄においては契約の締結について総裁からあらかじめ権限を受け、またはそのつど委任された副総裁・理事または職員は、その分掌する事項について契約を担当するものとし、この場合当該役員または職員は、総裁から契約担当役として任命されたものとする事となっている。したがって総裁から鉄道管理局長事務処理規程その他の部内権限規程により、対外活動に関する権限を受けた鉄道管理局長その他地方機関の長はその所掌事項に伴う契約の締結については、契約担当役一契約の当事者一となる。また本社の資材局長のように、総裁から契約に関する資材局長委任事項により、あらかじめ対外活動に関する権限を委任の形式で受け、その所掌事項に伴う契約の締結を行う担当役もあるが、そのほかの本社の各局長などは、形式的には契約担当役または後述する分任契約担当役であっても、目下のところ総裁からあらかじめ、具体的に対外活動に伴う契約締結権限を付与されていないので、そのつど具体的に契約の締結が委任されることとなる。また契約の締結について、前述の役員または職員から、あらかじめ権限を受け、またはそのつど委任された職員は、その分掌する事項について契約を担当するものとし、この場合当該職員は、総裁から**分任契約担当役**として任命されたものとする事となっている。したがって鉄道管理局長事務処理規程その他の部内権限規程にもとづく現業機関の長、その他に対する委任規程により、鉄道管理局長そのほかの地方機関の長からあらかじめ対外活動に関する権限を受けた保線区長、工事区長等の現業機関の長、付属機関の長はその分掌事項に伴う契約の締結については、分任契約担当役一契約の当事者一となる。

国鉄においてはその会計機関の1つとして担当役制度が設けられているが、本来この*担当役とは、内部予算の管理とその執行とを担当するものであり、契約担当役とはこのうちの予算の執行に伴う契約の締結を担当する面を指称するものである。したがって担当役と契約担当役とは、前者は予算上、後者は契約上の国鉄の機関として分離して考えることも可能であるという見地から、とくに分任の段階においては分離している場合がある。鉄道管理局における各部長(分任担当役)と保線区長(分任契約担当役)とがその例である。

契約担当役および分任契約担当役は、国鉄にも準用される[予算執行職員等の責任に関する法律]上の予算執行職員に指定されており、その故意または重大な過失により契約の締結・履行・解除または変更につき、法令等に準拠せず、またはその処理につき適正を欠いたため国鉄に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。(渡辺耕一)

けいりょうかんり 計量管理 計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するため